

議案第36号

区議会提出議案に関する意見聴取
(世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和3年11月9日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

「世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例」につき、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき区長から意見を求められたので、本案を提出する。



3世総第490号
令和3年10月28日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案件名
(1) 世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例
(2) 世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例
- 2 案文
別紙のとおり
- 3 提案議会
令和3年第4回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限
令和3年11月10日（水）
- 5 担当
総務部総務課総務係 武井 内線2065

議案第 号

世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 行政情報の開示の請求に係る制限を廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例

世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

特定重要公文書（世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）

第2条第4項に規定する特定重要公文書をいう。）

第5条を次のように改める。

（行政情報の開示請求権）

第5条 何人も、実施機関に対して行政情報の開示を請求することができる。

第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項に1号を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>世田谷区情報公開条例 平成13年3月13日条例第6号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、行政情報の開示を請求する区民の権利を明らかにし、区民の知る権利を保障するとともに、情報の公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって区が区政に関し区民に説明する責務を全うするようにし、区民の区政参加を推進し、区民との信頼関係の下に公正で開かれた区政を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。</p> <p>2 この条例において「行政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。)であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 規則で定める区の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p><u>(3) 特定重要公文書(世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号)第2条第4項に規定する特定重要公文書をいう。)</u></p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政情報の開示を請求する区民の権利を十分に尊重するものとする。この</p> | <p>世田谷区情報公開条例 平成13年3月13日条例第6号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、行政情報の開示を請求する区民の権利を明らかにし、区民の知る権利を保障するとともに、情報の公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって区が区政に関し区民に説明する責務を全うするようにし、区民の区政参加を推進し、区民との信頼関係の下に公正で開かれた区政を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。</p> <p>2 この条例において「行政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。)であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 規則で定める区の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政情報の開示を請求する区民の権利を十分に尊重するものとする。この</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>(利用者の責務)</p> | <p>場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>(利用者の責務)</p> |
| <p>第4条 この条例の定めるところにより行政情報の開示を受けたものは、これによって得た行政情報をこの条例の目的に即し、適正に利用しなければならない。</p> <p><u>(行政情報の開示請求権)</u></p> | <p>第4条 この条例の定めるところにより行政情報の開示を受けたものは、これによって得た行政情報をこの条例の目的に即し、適正に利用しなければならない。</p> <p><u>(行政情報の開示を請求できるもの)</u></p> |
| <p>第5条 <u>何人も</u>、実施機関に対して行政情報の開示を請求することができる。</p> <p>(行政情報の開示の請求方法)</p> | <p>第5条 <u>次に掲げるものは</u>、実施機関に対して行政情報の開示を請求することができる。</p> <p><u>(1) 区内に住所を有する者</u></p> <p><u>(2) 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u></p> <p><u>(3) 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p><u>(4) 区内に存する学校に在学する者</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している行政情報の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体</u></p> <p>(行政情報の開示の請求方法)</p> |
| <p>第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、実施機関に対して次の事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名</p> | <p>第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、実施機関に対して次の事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名</p> <p><u>(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地</u></p> <p><u>ロ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地</u></p> <p><u>ハ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(2) 開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> | <p><u>在地</u></p> <p><u>二 前条第5号に掲げるもの 実施機関が保有している行政情報の開示を必要とする理由</u></p> <p>(3) 開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法令上従う義務を有する国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>八 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報</p> | <p>八 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報</p> <p>(5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>(行政情報の一部開示)</p> | <p>(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報</p> <p>(5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>(行政情報の一部開示)</p> |
| <p>第8条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求</p> | <p>第8条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。</p> | <p>の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。</p> |
| <p>2 開示請求に係る行政情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（行政情報の存否に関する情報）</p> | <p>2 開示請求に係る行政情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（行政情報の存否に関する情報）</p> |
| <p>第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>（開示請求に対する決定等）</p> | <p>第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>（開示請求に対する決定等）</p> |
| <p>第10条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限）</p> | <p>第10条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>（開示決定等の期限）</p> |
| <p>第11条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> | <p>第11条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> |
| <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他</p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を、開示請求があった日から30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 開示請求に係る行政情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 本項を適用する旨及びその理由 (2) 残りの行政情報について開示決定等を行う期限 (理由付記等)</p> <p>第12条 実施機関は、第10条各項の規定により開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る行政情報が、当該行政情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、開示請求者に対し、その旨を通知するものとする。 (第三者保護に関する手続)</p> <p>第13条 実施機関は、開示請求に係る行政情報に区以外のもの(以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。)に関する情</p> | <p>やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を、開示請求があった日から30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 開示請求に係る行政情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 本項を適用する旨及びその理由 (2) 残りの行政情報について開示決定等を行う期限 (理由付記等)</p> <p>第12条 実施機関は、第10条各項の規定により開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る行政情報が、当該行政情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、開示請求者に対し、その旨を通知するものとする。 (第三者保護に関する手続)</p> <p>第13条 実施機関は、開示請求に係る行政情報に区以外のもの(以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。)に関する情</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>報が記録されているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている行政情報を開示しようとする場合であって当該情報が第7条第2号口又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第17条及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>（行政情報の開示の方法）</p> <p>第14条 行政情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については閲覧、視聴又は写しの交付でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。</p> <p>2 実施機関は、前項の閲覧又は視聴の方法による行政情報の開示にあつては、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該行政情報の写しによ</p> | <p>報が記録されているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている行政情報を開示しようとする場合であって当該情報が第7条第2号口又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第17条及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>（行政情報の開示の方法）</p> <p>第14条 行政情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については閲覧、視聴又は写しの交付でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。</p> <p>2 実施機関は、前項の閲覧又は視聴の方法による行政情報の開示にあつては、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該行政情報の写しによ</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>りこれを行うことができる。 （費用負担）</p> <p>第15条 この条例の規定による行政情報の閲覧又は視聴については、無料とする。</p> <p>2 この条例の規定による行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>3 前項の費用については、区長が別に定める。 （他の制度との調整）</p> <p>第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる行政情報については、行政情報の開示をしないものとする。</p> <p>2 実施機関は、図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている行政情報であって一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、行政情報の開示をしないものとする。 （審査請求の取扱い）</p> <p>第17条 開示請求に係る処分又は不作為に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第3条の審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>2 実施機関のうち、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会は、開示請求に係る処分又は不作為について審査請求があった場合は、次に掲げるときを除き、世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）第1条の2第1項に規定する世田谷区行政不服審査会（以下「審査会」という。）に、遅滞なく諮問をし、その意見を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。</p> <p>（1） 審査請求が不適法であり、却下するとき。</p> <p>（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政</p> | <p>りこれを行うことができる。 （費用負担）</p> <p>第15条 この条例の規定による行政情報の閲覧又は視聴については、無料とする。</p> <p>2 この条例の規定による行政情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>3 前項の費用については、区長が別に定める。 （他の制度との調整）</p> <p>第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる行政情報については、行政情報の開示をしないものとする。</p> <p>2 実施機関は、図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている行政情報であって一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、行政情報の開示をしないものとする。 （審査請求の取扱い）</p> <p>第17条 開示請求に係る処分又は不作為に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第3条の審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>2 実施機関のうち、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会は、開示請求に係る処分又は不作為について審査請求があった場合は、次に掲げるときを除き、世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）第1条の2第1項に規定する世田谷区行政不服審査会（以下「審査会」という。）に、遅滞なく諮問をし、その意見を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。</p> <p>（1） 審査請求が不適法であり、却下するとき。</p> <p>（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>情報の全部を開示することとするとき（当該行政情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。</p> <p>3 実施機関のうち、議会は、開示請求に係る処分又は不作為について審査請求があった場合は、必要に応じて審査会に意見を求めることができる。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第18条 前条第2項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>（1） 審査請求人及び参加人</p> <p>（2） 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（3） 当該審査請求に係る行政情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する判決をする場合について準用する。</p> <p>（1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する判決</p> <p>（2） 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の判決（第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> | <p>情報の全部を開示することとするとき（当該行政情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。</p> <p>3 実施機関のうち、議会は、開示請求に係る処分又は不作為について審査請求があった場合は、必要に応じて審査会に意見を求めることができる。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第18条 前条第2項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>（1） 審査請求人及び参加人</p> <p>（2） 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（3） 当該審査請求に係る行政情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する判決をする場合について準用する。</p> <p>（1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する判決</p> <p>（2） 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の判決（第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> |
| <p><u>第20条 削除</u></p> | <p><u>（行政情報の任意的な開示）</u></p> <p><u>第20条 実施機関は、第5条の規定により行政情報の開示を請求することができるもの以外のものから行政情報（その写しを含む。）の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(情報公開の総合的推進)</p> <p>第21条 区は、この条例に定める行政情報の開示のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。</p> <p>(行政情報公表制度)</p> <p>第22条 実施機関は、別に定める行政情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該行政情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該行政情報が第7条各号に規定する非開示情報に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(情報提供施策の拡充)</p> <p>第23条 実施機関は、報道機関への情報提供及び自主的な広報手段の拡充を図るとともに、区政に関する情報を一層区民が利用しやすいものにするよう情報提供施策の拡充に努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、情報収集機能を強化し、区民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。</p> <p>(出資法人等の情報公開)</p> <p>第24条 区が出資その他財政支出等を行う法人等であって区長が別に定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p> <p>(補助金交付団体の情報公開)</p> <p>第25条 実施機関は、区が補助金の交付を行う法人その他の団体であ</p> | <p><u>2 第15条の規定は、前項の規定による行政情報の開示について準用する。</u></p> <p>(情報公開の総合的推進)</p> <p>第21条 区は、この条例に定める行政情報の開示のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。</p> <p>(行政情報公表制度)</p> <p>第22条 実施機関は、別に定める行政情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該行政情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該行政情報が第7条各号に規定する非開示情報に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(情報提供施策の拡充)</p> <p>第23条 実施機関は、報道機関への情報提供及び自主的な広報手段の拡充を図るとともに、区政に関する情報を一層区民が利用しやすいものにするよう情報提供施策の拡充に努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、情報収集機能を強化し、区民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。</p> <p>(出資法人等の情報公開)</p> <p>第24条 区が出資その他財政支出等を行う法人等であって区長が別に定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p> <p>(補助金交付団体の情報公開)</p> <p>第25条 実施機関は、区が補助金の交付を行う法人その他の団体であ</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>って区長が別に定めるものに対し、補助金の使途に関する文書等の公開に努めるよう要請するものとする。</p> | <p>って区長が別に定めるものに対し、補助金の使途に関する文書等の公開に努めるよう要請するものとする。</p> |
| <p>(行政情報の管理)</p> | <p>(行政情報の管理)</p> |
| <p>第26条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報を適正に管理するものとする。</p> | <p>第26条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報を適正に管理するものとする。</p> |
| <p>2 実施機関は、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政情報の管理に関する必要な事項について定めるものとする。</p> | <p>2 実施機関は、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政情報の管理に関する必要な事項について定めるものとする。</p> |
| <p>(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)</p> | <p>(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)</p> |
| <p>第27条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求ができるよう、当該実施機関が保有する行政情報の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> | <p>第27条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求ができるよう、当該実施機関が保有する行政情報の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> |
| <p>(実施状況の公表)</p> | <p>(実施状況の公表)</p> |
| <p>第28条 区長は、毎年1回各実施機関の行政情報の開示等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。</p> | <p>第28条 区長は、毎年1回各実施機関の行政情報の開示等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。</p> |
| <p>(委任)</p> | <p>(委任)</p> |
| <p>第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> |
| <p>附 則</p> | <p>附 則</p> |
| <p>(施行期日)</p> | <p>(施行期日)</p> |
| <p>1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。</p> | <p>1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。</p> |
| <p>(経過措置)</p> | <p>(経過措置)</p> |
| <p>2 この条例の施行の際、この条例による改正前の世田谷区情報公開条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定により現になされている情報の公開の請求は、この条例による改正後の世田谷区情報公開条例(以下「新条例」という。)第6条第1項の規定による開示請求とみなす。</p> | <p>2 この条例の施行の際、この条例による改正前の世田谷区情報公開条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定により現になされている情報の公開の請求は、この条例による改正後の世田谷区情報公開条例(以下「新条例」という。)第6条第1項の規定による開示請求とみなす。</p> |
| <p>3 この条例の施行の際、現になされている旧条例第10条に規定する</p> | <p>3 この条例の施行の際、現になされている旧条例第10条に規定する</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第17条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。</p> | <p>行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第17条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。</p> |
| <p>4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。</p> | <p>4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。</p> |
| <p>(世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)</p> | <p>(世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)</p> |
| <p>5 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成4年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。</p> | <p>5 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成4年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。</p> |
| <p>第1条中「世田谷区情報公開条例(昭和63年10月世田谷区条例第35号)」を「世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)」に改める。</p> | <p>第1条中「世田谷区情報公開条例(昭和63年10月世田谷区条例第35号)」を「世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)」に改める。</p> |
| <p>(世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)</p> | <p>(世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)</p> |
| <p>6 世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例(平成4年3月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。</p> | <p>6 世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例(平成4年3月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。</p> |
| <p>第1条中「世田谷区情報公開条例(昭和63年10月世田谷区条例第35号)第10条」を「世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)第17条」に改める。</p> | <p>第1条中「世田谷区情報公開条例(昭和63年10月世田谷区条例第35号)第10条」を「世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)第17条」に改める。</p> |
| <p>附 則(平成14年12月6日条例第64号)</p> | <p>附 則(平成14年12月6日条例第64号)</p> |
| <p>(施行期日)</p> | <p>(施行期日)</p> |
| <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2号八の改正規定(日本郵政公社の役員及び職員を国家公務員から除くことに係る部分に限る。)は、平成15年4月1日から施行する。</p> | <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2号八の改正規定(日本郵政公社の役員及び職員を国家公務員から除くことに係る部分に限る。)は、平成15年4月1日から施行する。</p> |
| <p>(経過措置)</p> | <p>(経過措置)</p> |
| <p>2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の世田谷区情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示の請求について適用し、同日前になされた開示の請求については、なお従前の例による。</p> | <p>2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の世田谷区情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示の請求について適用し、同日前になされた開示の請求については、なお従前の例による。</p> |
| <p>附 則(平成19年10月1日条例第44号)</p> | <p>附 則(平成19年10月1日条例第44号)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月9日条例第8号）</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号八の改正規定（「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める部分に限る。）以外の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年12月7日条例第51号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行前にした開示決定等（この条例による改正前の世田谷区情報公開条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項に規定する開示決定等をいう。）に係る不服申立ての取扱いについては、この条例の施行前に旧条例第17条の規定による諮問又は諮問に対する答申がされていないときは、旧条例の規定を適用する。この場合において、同条の規定による諮問は、世田谷区行政不服審査会（世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（平成27年12月世田谷区条例第53号。以下「改正条例」という。）による改正後の世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）第1条の2第1項に規定する世田谷区行政不服審査会をいう。以下同じ。）にするものとし、改正条例による改正前の世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）第1条に規定する世田谷区情報公開・個人情報保護審査会にした諮問は、世田谷区行政不服審査会にした諮問とみなす。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項に1号を</u></p> | <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月9日条例第8号）</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号八の改正規定（「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める部分に限る。）以外の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年12月7日条例第51号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行前にした開示決定等（この条例による改正前の世田谷区情報公開条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項に規定する開示決定等をいう。）に係る不服申立ての取扱いについては、この条例の施行前に旧条例第17条の規定による諮問又は諮問に対する答申がされていないときは、旧条例の規定を適用する。この場合において、同条の規定による諮問は、世田谷区行政不服審査会（世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（平成27年12月世田谷区条例第53号。以下「改正条例」という。）による改正後の世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）第1条の2第1項に規定する世田谷区行政不服審査会をいう。以下同じ。）にするものとし、改正条例による改正前の世田谷区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）第1条に規定する世田谷区情報公開・個人情報保護審査会にした諮問は、世田谷区行政不服審査会にした諮問とみなす。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------------|-----|
| <u>加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。</u> | |